

春日部市複合型子育て支援施設整備事業計画

2018年（平成30年）3月

目 次

第1章 整備計画の策定

- 1. 計画策定の目的.....P1
- 2. 計画の位置づけ.....P2

第2章 現状と課題

- 1. 国の動向.....P3
- 2. 本市の状況.....P5

第3章 整備の方向性

- 1. 整備の基本的な考え方.....P10
- 2. サービス方針.....P11

第4章 施設の構成及び整備内容

- 1. 整備基準.....P14
- 2. 主な施設内容.....P15
- 3. 諸室配置及び動線計画(イメージ).....P20
- 4. 整備予定地.....P21
- 5. 整備スケジュール.....P23

第1章 整備計画の策定

1. 計画策定の目的

本市では、2015年(平成27年)4月の「子ども・子育て支援新制度」の実施に合わせ、子育て環境を地域社会全体で一層充実させるため、「春日部市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画では、人口のバランスや地区の関係性の強さなどを総合的に考慮した上で、市内5区域の「教育・保育の提供区域」を定めており、各区域の年齢児ごとに「教育・保育の量の見込み」を設定しています。この計画の策定に伴い、子育て施策を総合的かつ効率的に進め、幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境を整備するなど、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう支援を行ってまいりました。しかし、ライフスタイルや就労形態の多様化、女性の社会進出やそれに伴う共働き家庭の増加などにより、全国的な保育ニーズは高まっており、本市においても同様の傾向となっています。さらに、本市ではこれまで実施していなかった新たな保育サービス(病児保育事業)に対する需要も増えてきました。

一方で、障がいのある子どもの通所施設として、ふじ学園(1974年(昭和49年)開設)を整備し、2012年(平成24年)4月からは「児童発達支援センター」(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項)として運営していますが、通所に関する相談者数が増加しており、今後も利用者数の増加が見込まれます。また、作業療法や理学療法を取り入れた療育訓練の実施、センターの有する専門性を活かした障がいのある子どもやその家族への相談支援の拡充等、本市の中核的な支援施設としてさらなる充実が必要となっています。しかし、築40年以上を経過した施設の老朽化が進行していること、また、重度の身体障がい児を受け入れるためのバリアフリー化が必要であることなどを踏まると、既存のふじ学園では、こうした支援の充実に対応しきれないため、施設の建替えが必要な状況です。

この計画は、こうした市民ニーズや施設状況を踏まえ、今後の本市における保育の受け入れ枠の拡大、新たな保育サービス(病児保育事業)の提供、また、療育支援サービスの拡充を目的とし、これらの課題を一体的に解消することができる複合型子育て支援施設の整備について、その基本的な考え方を示すものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「児童福祉法」をはじめとした関係法令や市の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「第2次春日部市総合振興計画」を踏まえて策定します。また、「春日部市公共施設マネジメント基本計画」や「春日部市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期 春日部市障害者計画」、その他関連計画と整合を図ります。

【図表1】計画の位置づけ

第2次春日部市総合振興計画 前期基本計画

- 基本目標1 子どもが幸せに育ち、生きる力をはぐくむまち
 - ・施策1-1-2 仕事と子育ての両立支援
- 基本目標2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち
 - ・施策2-2-1 障がい者(児)の自立と生活支援

春日部市公共施設 マネジメント基本計画

- 基本方針(3つの視点)
- まちづくりの視点を重視する
 - 供給量の適正化を図る
 - 既存施設を有効活用する

春日部市子ども・子育て 支援事業計画

- 基本目標1
- 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備
- 1-2教育・保育事業の充実
- ①各種教育・保育事業の充実
No.16
- 質の高い教育・保育の提供
(子ども・子育て支援給付)

第3期 春日部市障害者計画

- Ⅲ. 基本目標
5. 障がいのある人もない人も共に学び、個性を伸ばすことができる教育の推進
- (1)就学前教育の充実
- ②受け入れ体制の充実

保育の受け入れ枠の拡大

児童発達支援の拡充

春日部市複合型子育て支援施設整備事業計画

病児保育の実施

将来を見据えた施設配置

施設の老朽化対策

第2章 現状と課題

1. 国の動向

(1) 保育

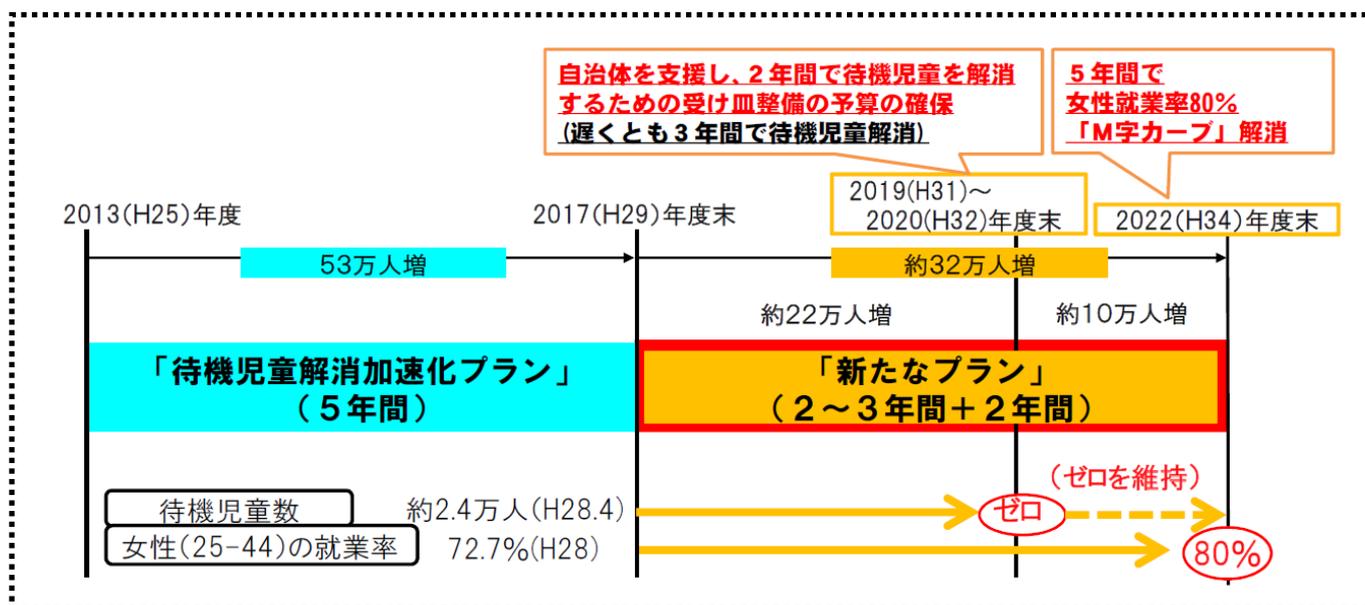
国の保育所入所待機児童解消施策については、これまでも様々な取組がなされてきたところであり、2013年(平成25年)4月には、「子ども・子育て支援新制度」の実施を待たず、女性の就業が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、「待機児童解消加速化プラン」が策定されました。

このプランでは、2013年度(平成25年度)から2017年度(平成29年度)の5年間で、国が主導して事業の推進を行う企業主導型保育事業による保育の受け入れ枠拡大も併せて、約53万人分の保育の受け入れ枠を確保することとしています。

しかし、2016年度(平成28年度)4月時点で、約2.4万人が待機児童となっている状況を踏まえ、今後の保育の受け皿整備策として、2017年(平成29年)6月に「子育て安心プラン」が打ち出されました。

その中では、2020年度(平成32年度)末までに、さらに約22万人分の受け皿を確保し、待機児童の解消を図ることを目標としています。また、女性就業率の向上を図るため、2022年度(平成34年度)末までに約10万人分をさらに確保することとしています。

【図表2】子育て安心プランの概要



※内閣府 HP「子育て安心プラン(平成29年6月2日)」から引用

(2)児童発達支援

障がいのある子どもを対象とした施設及び事業は、施設系は「児童福祉法」、事業系は「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」に基づき実施されていましたが、2012年(平成24年)4月の児童福祉法の改正により、根拠規定が児童福祉法に一本化され、障害児通所サービスに係る事務の実施主体が都道府県から市町村に移行されました。

①障害児施設の一元化

障がいのある子ども及びその家族が、身近な地域で必要な支援を総合的に受けられるよう、これまで障害種別ごとに分かれていた障害児施設が一元化され、児童発達支援センターに位置付けられました。児童発達支援センターは、医療機能(診療所)を備えたものを「医療型児童発達支援センター」、同機能を備えていないものを「福祉型児童発達支援センター」と区分しています。

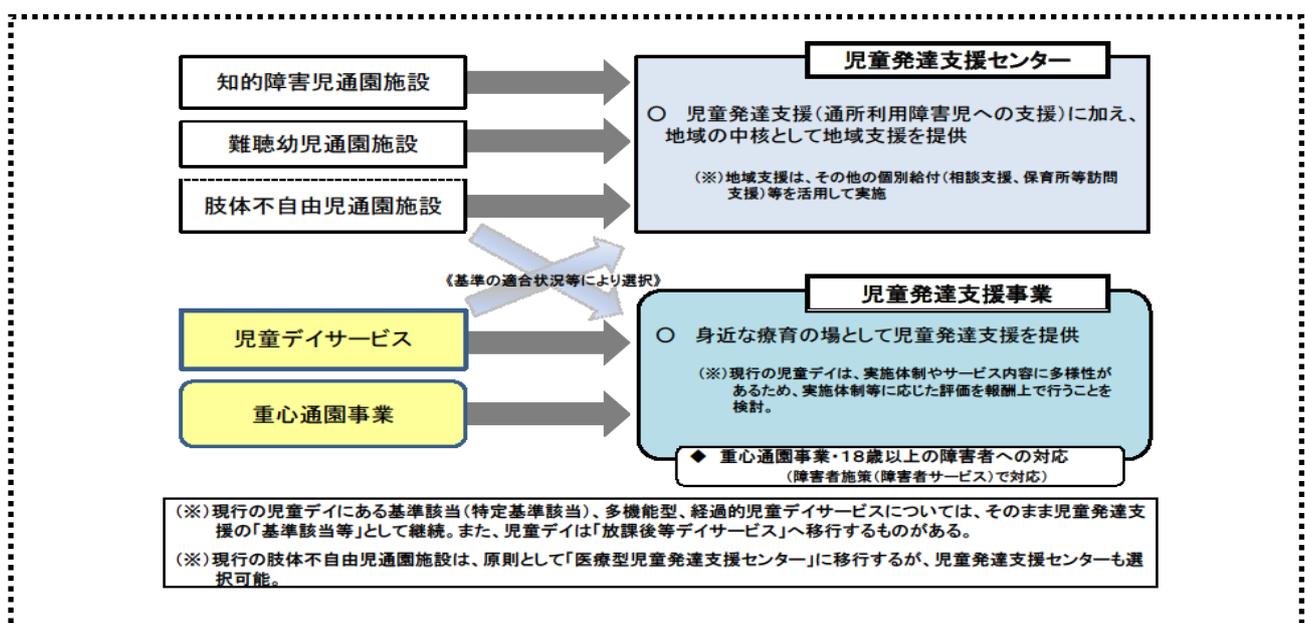
②地域支援機能(保育所等訪問支援と障害児相談支援)の新設

児童発達支援センターは、通所利用の障がいのある子どもやその家族に対する支援機能に加え、地域の障がいのある子どもに対する地域支援機能(保育所等訪問支援・障害児相談支援)の実施に努めなければならないこととなりました。

③新たな人員配置

児童発達支援の実施においては「児童発達支援管理責任者」の配置が義務付けられました。

【図表3】各施設等における児童発達支援への移行イメージ



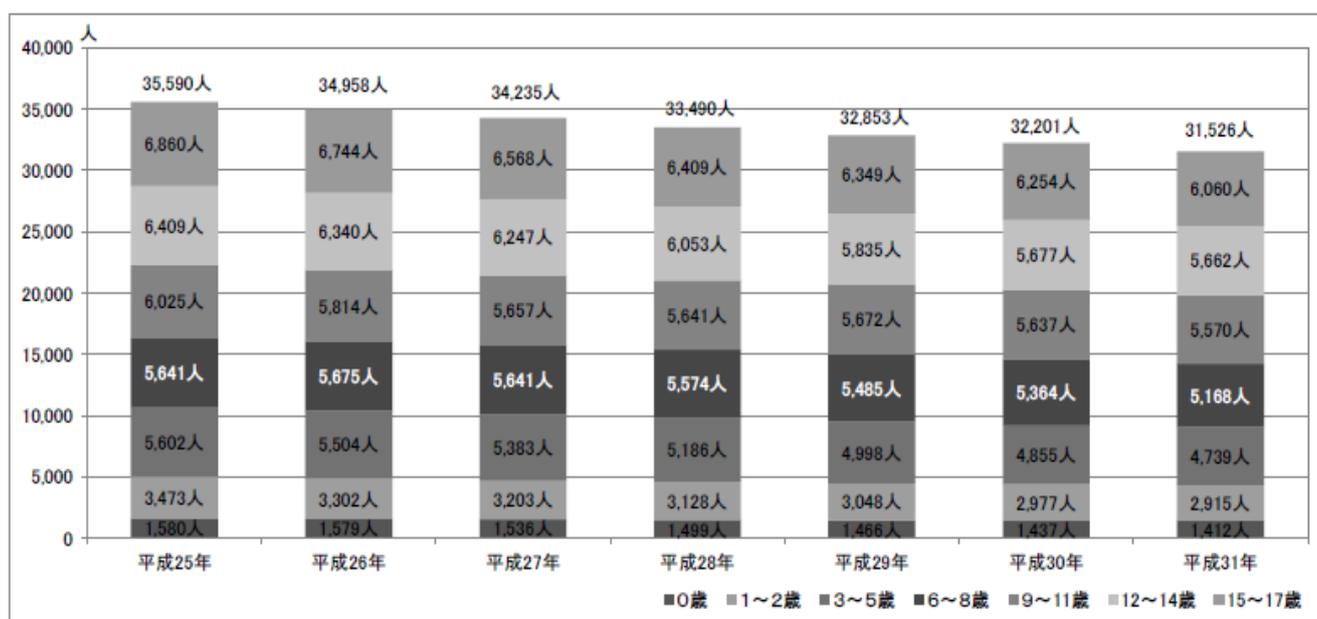
※厚生労働書 HP「障害児支援の強化について」から引用

2. 本市の状況

(1) 就学前人口の状況

本市の就学前人口(0～5歳)は、2013年(平成25年)10月1日時点で10,000人を超えていましたが、年々減少し、2019年(平成31年)には、9,000人程度まで減少する推計となっています。

【図表4】子どもの人口推計の結果



※「春日部市子ども・子育て支援事業計画」から引用

※2013年(平成25年)は10月1日時点の実績

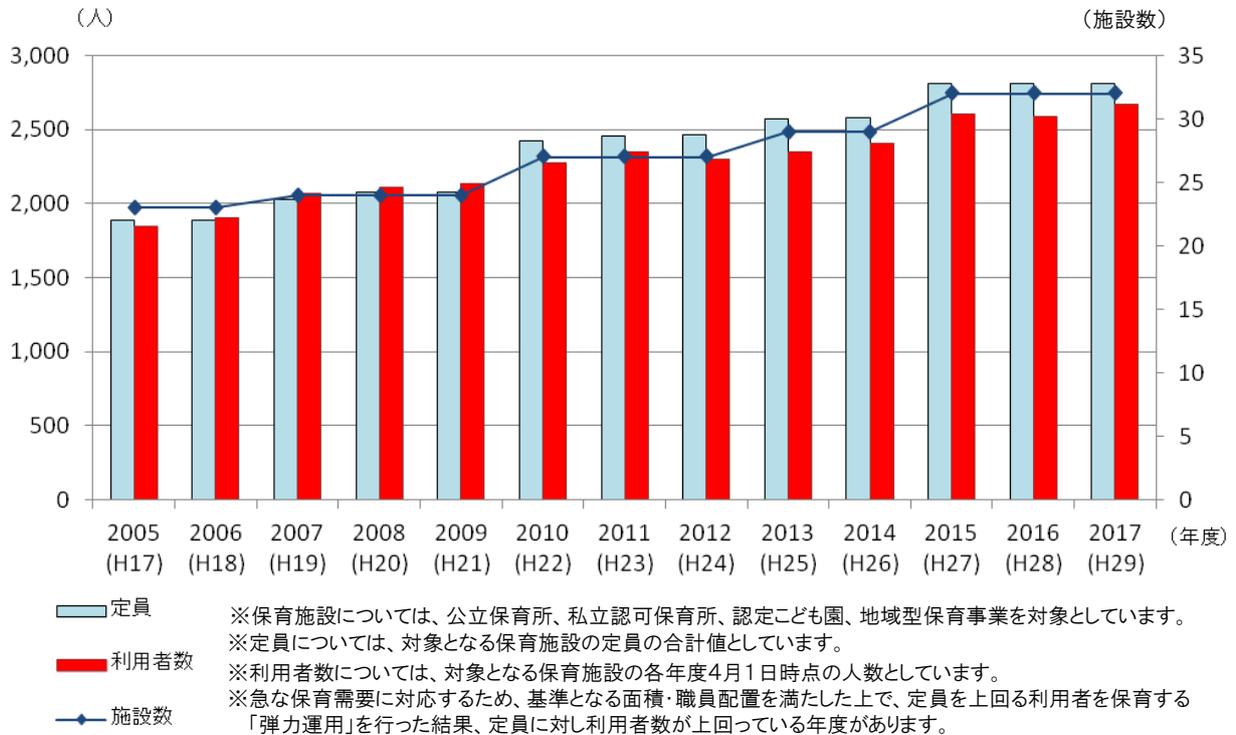
(2) 保育施設の設置状況と入所児童数の状況

本市では、2006年度(平成18年度)以降、保育所や認定こども園などの整備・認可により、9施設の増加を図ってきました。この結果、認可保育施設は、2017年(平成29年)4月時点で公立保育所が10施設(うち指定管理者制度導入施設は3施設)、民間保育所が19施設、認定こども園が2施設、地域型保育事業が1施設の合計32施設となっています。

このような施設整備・認可や基準となる面積・職員配置を満たした上での定員変更により、2006年度(平成18年度)当初と比較し、923人の定員の増員を図ってきた結果、入所児童数については、2006年(平成18年)4月時点の1,905人から年々増加し、2017年(平成29年)4月には2,668人となっています。

【図表5】保育施設数、定員、利用者数の推移

年度	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
施設数	23	23	24	24	24	27	27	27	29	29	32	32	32
定員	1,889	1,889	2,030	2,080	2,080	2,422	2,454	2,469	2,571	2,578	2,812	2,812	2,812
利用者数	1,846	1,905	2,068	2,108	2,139	2,278	2,351	2,297	2,351	2,408	2,608	2,590	2,668



【図表6】公立保育所の状況

名称	設置場所	定員	築年数	備考
武里南保育所	武里団地 89 番地9街区 16 棟	160 人	2 年	指定管理者制度導入済み
第3保育所	粕壁 6823 番地	100 人	47 年	
第4保育所	備後西一丁目 13 番1号	105 人	46 年	
第5保育所	藤塚 428 番地1	100 人	45 年	
第6保育所	牛島 1276 番地	60 人	44 年	
第7保育所	栄町三丁目 166 番地	66 人	43 年	
第8保育所	上蛭田 82 番地1	60 人	43 年	
第9保育所	粕壁三丁目8番1号	120 人	7 年	指定管理者制度導入済み
庄和第1保育所	西金野井 256 番地1	100 人	10 年	指定管理者制度導入済み
庄和第2保育所	東中野 1152 番地	90 人	41 年	

※「築年数」については、2017年(平成29年)4月時点のものとなります。

(3)待機児童数の状況

近年における年度当初の待機児童数は、2007 年度(平成 19 年度)当初の 55 人をピークに減少に転じ、2012 年度(平成 24 年度)以降は1桁で推移してきました。しかし、2017 年度(平成 29 年度)当初は待機児童数が 24 人(昨年度比 21 人増)と、増加に転じています。待機児童数の状況としては、区域別に見ると、粕壁・内牧区域の待機児童数が多い傾向があります。また、年齢別に見ると、0～2歳児が多い傾向があります。

【図表7】待機児童の年度別推移

1. 区域別の待機児童数

(1)年度当初時点

	粕壁・内牧	幸松・豊野	武里	豊春	庄和	合計
2014(H26)	2人	1人	0人	0人	1人	4人
2015(H27)	0人	0人	0人	3人	0人	3人
2016(H28)	3人	0人	0人	0人	0人	3人
2017(H29)	6人	7人	8人	2人	1人	24人

(2)年度末時点

	粕壁・内牧	幸松・豊野	武里	豊春	庄和	合計
2014(H26)	60人	26人	33人	13人	22人	154人
2015(H27)	70人	20人	33人	17人	16人	156人
2016(H28)	69人	33人	42人	24人	22人	190人

2. 年齢別の待機児童数

(1)年度当初時点

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2014(H26)	0人	2人	2人	0人	0人	0人	4人
2015(H27)	0人	1人	2人	0人	0人	0人	3人
2016(H28)	0人	0人	3人	0人	0人	0人	3人
2017(H29)	0人	21人	1人	2人	0人	0人	24人

(2)年度末時点

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2014(H26)	122人	15人	12人	4人	1人	0人	154人
2015(H27)	122人	26人	5人	1人	1人	1人	156人
2016(H28)	134人	34人	21人	0人	0人	1人	190人

(4)障害児通所支援施設の設置状況

本市の障害児通所支援施設の設置状況は、2017年(平成29年)4月時点で次のとおりです。

施設種類	公立	民間
児童発達支援センター	1か所(ふじ学園)	1か所
児童発達支援	—	6か所
放課後等デイサービス	—	16か所

【図表8】ふじ学園の状況

名称	設置場所	定員	築年数	備考
ふじ学園	牛島 1289 番地	30 人	43 年	

※「築年数」については、2017年(平成29年)4月時点のものとなります。

(5)障がいのある子どもの人数の状況

本市における障がいのある子どもの手帳所持者数の推移は、身体障害者手帳の所持者数が2016年度(平成28年度)に減少し2017年度(平成29年度)に微増となっていますが、療育手帳(知的障害)の所持者数は年々増加しています。

【図表9】18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

(各年度4月1日時点)

年度	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)
身体障害者手帳所持者数	130 人	135 人	122 人	124 人
療育手帳(知的障害)所持者数	381 人	394 人	428 人	447 人

(6)ふじ学園の通園児数の状況

ふじ学園の通園児数は、2015年度(平成27年度)までは、定員の30人に達することがありませんでしたが、2016年度(平成28年度)の年度途中(2017年(平成29年)1月)からは、定員に達しています。

2017年度(平成29年度)は、4月から定員の30人に達しており、2017年(平成29年)11

月末時点で、通園についての相談や施設見学の希望などがあることから、定員の拡大が必要となっています。(相談者数は、2016年度(平成28年度)末:10人、2017年(平成29年)11月末時点:16人)

【図表 10】月平均通園児数

年 度	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)
ふじ学園	23人	21人	22人	23人	27.5人

第3章 整備の方向性

1. 整備の基本的な考え方

①利用者に配慮した安心で安全な施設整備

生後間もない乳児や小学校への就学を控えた幼児、障がいのある子ども達が、一日の大半を過ごす施設となりますので、子ども同士の交流を図りつつ安心して日々生活し、存分に遊べるよう、ユニバーサルデザインを基本とした施設整備を行います。

また、けがや事故の抑制につながるよう動線などにも配慮するとともに、防災・防犯面の観点からも安全性を確保できる施設整備を行います。

②多様化する保育ニーズに対応した施設整備

女性の社会進出や共働き家庭の増加に伴う就労形態の変化などにより、通常保育だけでなくさらなる保育サービスの充実が求められています。本市では、民間保育所1か所で、病後児対応型の病児保育事業を実施していますが、子どもの保育を必要とする保護者が安心して子どもを預け、社会参画ができるよう、病中の子どもを預かる病児対応型の病児保育事業を実施する施設整備を行います。

③療育・相談支援を充実するための施設整備

障がいのある子どもにとって、乳幼児期における適切な療育が非常に重要であることを踏まえ、発達や障害に応じて作業・理学療法や言語訓練などの専門的な療育を提供するとともに、保護者や家族への相談支援等の取り組みを充実する施設整備を行います。

④地域に根ざした施設を目指す施設整備

子ども達の安全を確保しつつ、地域の子供達との交流や世代間交流などが実施できるよう、地域に開かれ、地域に根ざした施設を目指します。

⑤環境に配慮した施設整備

外観に関して周辺環境に配慮するとともに、限られた資源を有効に活用するため、省エネルギー対策や自然エネルギーの活用などを行い、自然環境にも配慮した施設整備を行います。

2. サービス方針

(1) 保育所で提供するサービス

① 通常保育

本市の待機児童の状況や国の保育需要の予測に対応するため、利用定員を 120 人と設定します。また、定員合計のうち、3歳以下の定員を 70 人と設定することで、特に保育ニーズが高い0～3歳児に重点を置き、保育の受け入れ枠の拡大を図ります。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12人	16人	18人	24人	25人	25人	120人

【図表 11】第9保育所の定員(参考)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6人	16人	18人	20人	30人	30人	120人

② 延長保育

保護者がやむをえない理由で保育を必要とする場合には、公立保育所の開所時間である午前7時から午後7時までの範囲内で、延長保育を実施します。

③ 一時預かり事業

通常保育を利用していない家庭においても、保護者の日常生活上の事情や社会参画などにより、一時的に保育を必要とする場合があります。こうしたニーズに対応するため、未就学児童(0歳児を除く)を対象に、一時預かり事業を実施します。

④病児保育事業(病児対応型)

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。こうしたニーズに対応するため、病中の子どもを一時的に保育する病児保育事業(病児対応型)を実施します。なお、利用定員は3人と設定します。

(2)児童発達支援センターで提供するサービス

①児童発達支援

ア. 通所支援

現在のふじ学園の運営を引き継ぎ、児童発達支援センターとして、定員を拡大し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知的技能の付与、及び集団生活への適応訓練を実施します。また、主に身体に障がいのある子どもの療育の充実を図るため、新たに作業・理学療法を取り入れた運動機能訓練を実施します。

原則として3歳から就学前の子どもを対象に、主に通園バスを利用した単独通園で、指導時間は午前10時から午後3時までとします。

なお、利用定員は60人と設定します。

区 分	人数の目安
主に身体に障がいのある子ども	12人
主に知的・発達に障がいのある子ども	48人
合 計	60人

イ. 療育支援

新たに、運動機能に障がいのある子どもとその保護者を対象とした、親子通所での訓練や指導を実施します。個別又は集団で、作業・理学療法を取り入れた運動機能訓練や言語訓練、生活面の指導、助言等による支援を実施します。

また、現在のことばの教室の事業を引き継ぎ、言語・コミュニケーション能力につまずきのある子どもとその保護者を対象とした、親子通所での言語訓練や指導を実施します。

②地域支援

ア. 保育所等訪問支援

現在のふじ学園の事業を引き継ぎ、発達が気になるなど専門的な支援を必要とする子どもを対象に、子どもの発達支援に関わる専門スタッフ(臨床心理士など)が、保育所・幼稚園等を訪問し、集団生活に適應できるように個別的な支援を行います。また、訪問先の職員に対して、障がいのある子どもの特性に応じた関わり方等について助言等を実施します。

イ. 障害児相談支援

新たに、乳幼児健診等で発達の心配が指摘されたり、保育所・幼稚園等で障がいの気づきがあった子どもとその保護者を対象とした、障害児相談支援を実施します。相談を通して子どもや家庭の状況を把握し、個々の状況に応じた療育やサービスにつなげるほか、継続的に関わることで、年齢や発達に応じて変化する子どもとその保護者のニーズに、細やかに対応し支援していきます。

第4章 施設の構成及び整備内容

1. 整備基準

(1) 保育所

保育所は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」及び「埼玉県児童福祉法施行条例(平成24年条例第68号)」を踏まえ、以下のとおり整備します。

必要な設備	
○乳児室又はほふく室(3.3 m ² /人以上)	○沐(もく)浴室
○保育室又は遊戯室(1.98 m ² /人以上)	○便所
○調理室	○医務室
○調乳室	○屋外遊戯場(3.3 m ² /人以上)

(2) 病児保育事業(病児対応型)

病児保育事業(病児対応型)の実施に当たっては、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号)」等を踏まえて整備を行います。必要な設備の最低基準は、以下のとおりです。

必要な設備
○保育室(1.98 m ² /人以上であり、かつ、1室8.0 m ² を下回らないこと。)
○児童の静養又は隔離機能を持つ観察室又は安静室(1.65 m ² /人以上)
○調理室(本体施設等と兼用しても差し支えない)
※保育所(通常保育)の保育室と区分された専用スペースとすること。

(3) 児童発達支援センター

児童発達支援センターは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「埼玉県児童福祉法施行条例」を踏まえ、以下のとおり整備します。

通所支援	療育支援
○指導訓練室(2.47 m ² /人以上)	○理学療法室
○遊戯室(1.65 m ² /人以上)	○作業療法室

○相談室	○言語療法室
○医務室	○準備室
○静養室	○待合室
○調理室	
○便所	
○屋外遊戯場(3.3 m ² /人以上)	

2. 主な施設内容

(1) 保育所

① 乳児室又はほふく室(0、1歳児室)

- 室外の光や風を感じられるよう、採光や通風に配慮します。
- 保護者が利用しやすいよう、各自の着替えを収納する棚等を設けます。
- 横臥や横転等、全身を使った運動ができるほふくスペースを設けます。
- 0歳児室には、ミルクをつくる調乳室(スペース)を併設します。
- 0歳児室には、排泄のためのスペースを併設し、沐(もく)浴室を併設します。
- 1歳児室には、保育士の目が届く場所に、幼児用の便所を併設します。
- 1歳児室は、2人程度の一時預かりに対応できる保育室とします。

② 保育室(2～5歳児室)

- 食事や睡眠・休息などの屋内での生活行為だけでなく、体操などの軽い運動や遊戯、造形や制作など、発育の段階にあわせた活動ができる空間を設けます。
- 年齢に応じて生活習慣の自立を促せるように、各自の着替え等を収納する棚を設けます。
- 幼児用の便所を設置し、就学に向けたトレーニングができる和式便器も設置します。
- 各保育室は、それぞれ2人程度の一時預かりに対応できる保育室とします。

③ 遊戯室

- 屋内遊戯やごっこ遊び、入園式や卒園式などの行事が行える空間を設けます。
- 地域交流会や子育てサークルによる催しなど、未就園の親子にとっても情報交換や交流

などが行える空間として検討します。

○施設全体での共有も考慮し、効率的な運用を検討します。

④病児保育室

○病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない子どもを保育するための専用スペースを整備します。

○病気の感染を防ぐため、保育所(通常保育)の保育室と完全に区分された専用スペースとします。また、出入り口も別に設けることとし、専用の手洗い場、幼児用の便所を併設します。

○病児保育室には、保育室及び児童の静養又は隔離機能を持つ観察室又は安静室を整備します。

(2)児童発達支援センター

①指導訓練室

○通所する子どもの支援・指導を行います。

○通所する子どもの各自の着替え等を収納する棚を設けます。

○室内または隣接した場所に、手洗い・うがい・歯磨きができる設備を設置します。

○身体に障がいがある子どもが使用する便所は、シャワー設備を設置し、更衣スペースを確保します。

②遊戯室

○屋内遊戯や体育的活動、行事などを行います。

○身体に障がいがある子どもの利用を考慮します。

③相談室

○障がいのある子どもやその家族への相談支援を行います。

○必要に応じて保育所と共用します。

④理学療法室

○大型の遊具等を利用し、身体運動の発達を促す理学療法を行います。

○ハンモックなど吊るせる遊具を使用するため、天井の高さを確保し、遊具の固定用金具等の設備を設置します。

⑤作業療法室

- 玩具や文具などを利用し、手先の運動の発達を促す作業療法を行います。
- 言語やコミュニケーション能力の発達を促す言語療法を行います。
- 個別指導に適した広さを確保します。
- 言語療法室と共用するため、隣室への防音を考慮します。

⑥言語療法室

- 作業療法室と共用します。

⑦準備室

- 各療法で共用する準備室とします。
- 観察室としての機能・設備を検討します。

⑧待合室

- 各療法室及び相談室の利用者の受付兼待合スペースです。

【図表 12】理学療法室のイメージ



参考：越谷市児童発達支援センター

【図表 13】作業療法室のイメージ



参考：越谷市児童発達支援センター

(3)共用部分

職員が子ども達に目を向けやすくなるよう、効率的で働きやすい環境の整備が必要です。事務処理をする場としての機能のほか、職員同士のコミュニケーションや連携が密にとれるような空間の整備を行います。また、共用部分については、可能な限り施設全体で共用し、効率的な運用を図ります。

①事務室

- デスクワークを必要とする職員が、円滑に事務処理を行える事務室を配置します。
- 外部からの来訪者が確認でき、所内との連絡が取りやすい場所に配置します。
- 給湯スペースを併設します。

②医務室、静養室

- 体調が悪い子どもや外傷を負った子どもの安静が保てるスペースを設けるとともに応急処置を行うための医薬品等を常備します。
- 事務室付近又は常に職員の目が届く場所に設置します。
- 体調不良児のための静養室とは別に、児童発達支援センター利用児が落ち着きを取り戻すための静養室(小部屋)を設置します。

③調理室

- 各年齢児に対応するだけでなく、食物アレルギーや障害の程度にも対応した食事提供のできる施設設備を整備します。
- 調理における動線などを考慮しつつ、効率的な設備等の配置を行います。
- 安心安全な給食の提供を行うために、検収室、食品庫、下処理室、調理室、洗浄室、専用更衣室、専用便所を設け、それぞれ隔壁で区画します。
- ドライシステムの調理施設とします。
- 2階への配膳や配膳車の収納も含め、配膳室の適正な配置を検討します。

④多目的トイレ

- 子どもが使用する便所、職員や保護者が使用する大人用の便所とは別に、ユニバーサルデザインが多目的トイレを設置します。

⑤屋外遊戯場

- 屋外遊戯場は、子ども達が十分に体を動かすことができる広さを確保します。
- 屋外で利用できる手洗い場、足洗い場を設けます。

⑥駐車場・駐輪場

- 送迎時の道路渋滞や路上駐車が起きないように駐車場を設置します。
- 障がい児や乳幼児の送迎を考慮した駐車場を検討します。

○送迎時の歩行者、自転車、自動車の動線を検討し、それぞれに見合った配置により、できる限り歩車分離を図るとともに、出入り口を分けるなど、安全でスムーズな流れを確保します。

⑦その他

○遊具や更衣室、倉庫、洗濯室など施設運営に必要な設備を設置します。

○発達状況が様々な子ども達が利用する施設であることから、ユニバーサルデザイン(エレベーターの設置を含む)を基本としつつ、職員と保護者がコミュニケーションの取りやすい空間の確保を目指します。

○不審者対策など、防犯面に配慮した施設整備を検討します。

○太陽光発電設備の設置など、自然エネルギーを有効活用することで省エネルギーに配慮した施設とします。

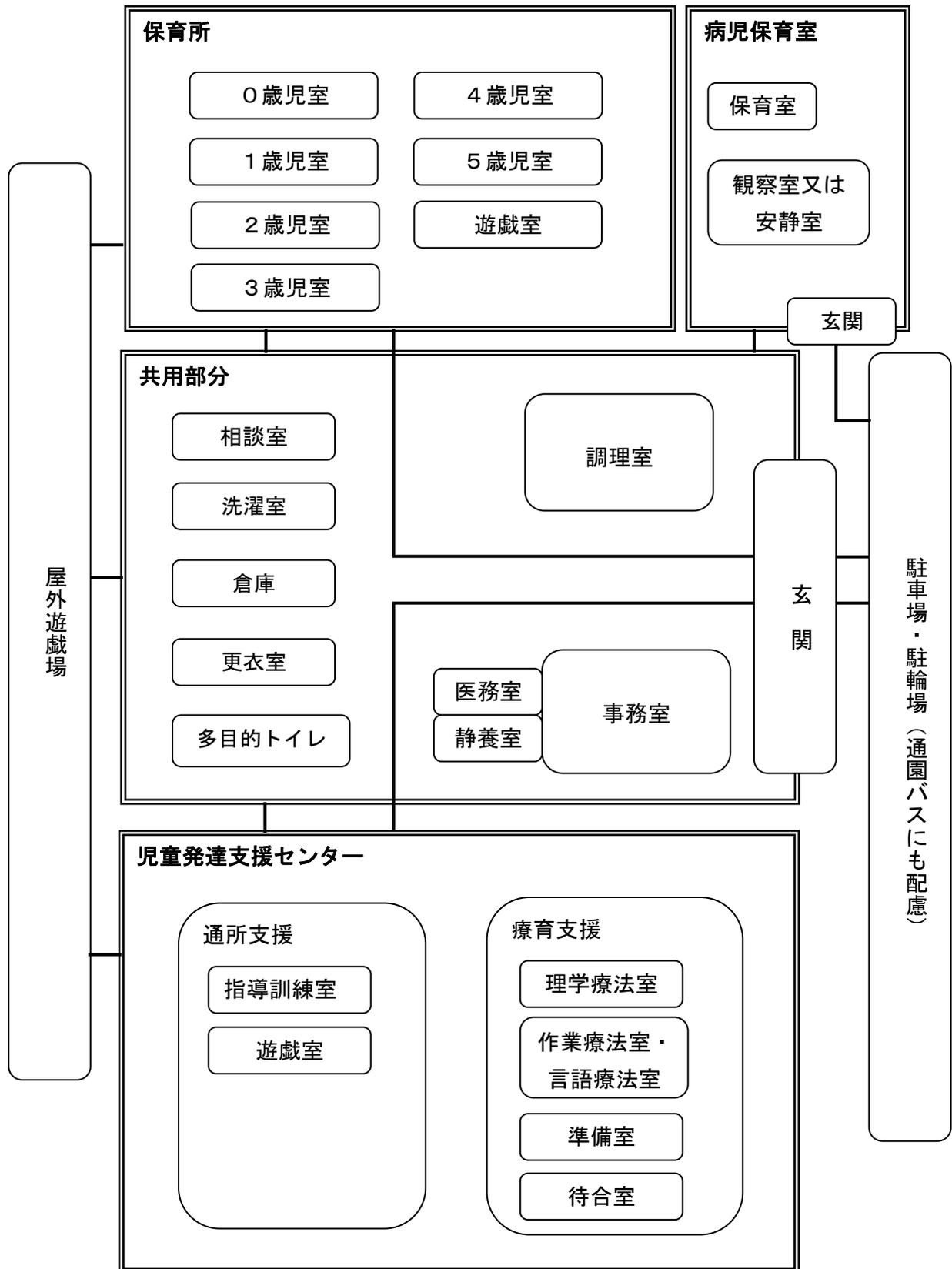
(4)施設規模(概算)

敷地面積	約 3,000 m ²
建物面積	約 2,300 m ²
機能区分	保育所(病児保育事業対応) 定員:120人(3人)
	児童発達支援センター 定員:60人

※建物面積は試算値であり、今後実施する設計業務における面積との一致を求めものではありません。

3. 諸室配置及び動線計画(イメージ)

各諸室の関係性や留意事項を踏まえ、下記のとおり諸室配置及び動線計画をイメージしています。



4. 整備予定地

(1) 整備予定地

所 在	春日部市粕壁字浜川戸 5435 番1
敷地面積	約 3,000 m ²
用途地域	市街化区域(第一種住居地域)

【図表 14】位置図



(2)整備予定地選定の理由

①一定規模の敷地が必要であること

整備予定施設は、保育所(病児保育事業対応)と児童発達支援センターの複合施設であるため、基準を満たす延床面積が必要となります。

また、屋外遊戯場や駐車場が必要な施設であることを踏まえると、約 3,000 m²程度の敷地面積が必要となります。

②粕壁・内牧区域内での整備であること

近年、待機児童は粕壁・内牧区域で多くなる傾向であるため、保育所は同区域内での整備が必要な状況です。

③第3保育所の代替となること

本市の待機児童の現状を踏まえ、保育所部分について新設整備を行います。しかし、今後の待機児童の状況を考慮した上で、築 40 年以上経過し、市内で最も古い第3保育所の代替保育所とする予定であることから、第3保育所付近での設置を検討する必要があります。

④施設へのアクセスが容易であること

児童発達支援センターは、本市の中核的な療育支援施設の役割を担うため、市内全域からのアクセスのしやすさを考慮する必要があります。整備予定地は、八木崎駅に近接し、鉄道によるアクセスが容易であるとともに、中心市街地に近く、また、市の主要道路や国道などからもアクセスしやすい場所であると考えられます。

5. 整備スケジュール

	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)				2019年度 (H31年度)				2020年度 (H32年度)				2021年度 (H33年度)	
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9
設計		基本設計・実施設計 ●住民説明会 ●住民説明会 ●市民意見提出手続				←基本設計の段階で、住民説明会、市民意見提出 手続を行う									
建設工事							発注準備	建設工事				新施設完成			
調査					事前調査										事後調査
その他		●地域住民への事前説明											開所準備		

①基本設計・実施設計 2018年度(平成30年度)～2019年度(平成31年度)

設計に必要な事項を整理した上で、建物の構造や配置、基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、内外のデザイン等を基本設計としてまとめます。この段階で、住民説明会を行うとともに、一定の方向性が出た段階で、市民意見提出手続を実施します。このように、市民意見を把握した上で、工事施工に向けた実施設計を行います。

②工事に係る環境事前調査 2019年度(平成31年度)

工事施工にあたり、事前に周辺の住宅等建物の内部や外部、塀などの屋外工作物などの現状(亀裂の状態や家の傾きなど)を記録し、工事施工後の状況と比較します。

新たな亀裂や傾きなどが工事の影響と判断される場合には、修繕費用などについて補償の対象となる場合があります。

③建築工事 2019年度(平成31年度)～2020年度(平成32年度)

設計図書に基づき、工事を施工します。

重機などによる振動や騒音などが発生しますが、防音などに配慮し施工を行います。

④新施設完成 2021年(平成33年)1月頃

2021年(平成33年)4月1日の運営開始に向け、1月頃の施設完成を目指します。施設完成後に備品等の搬入を行い、室内整備を進めていくとともに、スムーズに運営開始できるよう準備作業を行っていきます。

⑤新施設運営開始 2021年(平成33年)4月1日

2021年(平成33年)4月1日に運営を開始します。

⑥工事に係る環境事後調査 2021年度(平成33年度)

工事施工にあたり、事前に調査した状況と工事施工後の状況を比較します。新たな亀裂や傾きなどが工事の影響と判断される場合には、修繕費用などについて補償の対象となります。